

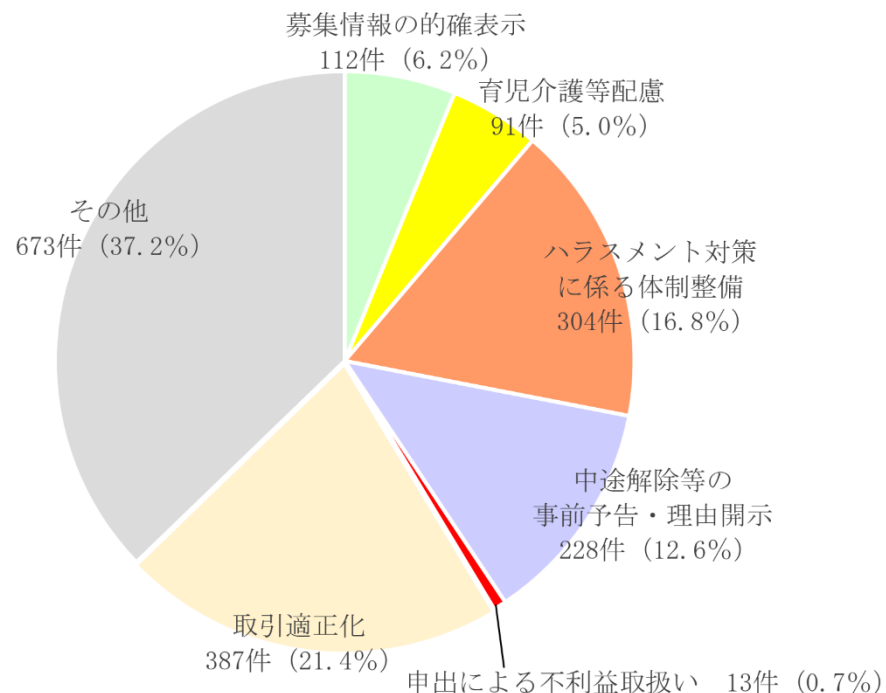
令和6年度（令和6年11月1日から令和7年3月31日まで）の都道府県労働局雇用環境・均等部（室）における特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の施行状況について

1 相談の状況

- ・ 都道府県労働局に寄せられた相談件数は1,301件。
- ・ 相談内容別にみると、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第3章の就業環境整備部分に係る相談では、「ハラスメント対策に係る体制整備義務（法第14条関係）」に関する相談が最も多く304件（16.8%）、次いで「中途解除等の事前予告・理由開示義務（法第16条関係）」に関する相談が228件（12.6%）となっている。

なお、法第2章の取引適正化部分に係る相談は387件（21.4%）となっているほか、「その他」として、本法の義務や禁止規定以外に関する問合せや他機関を案内した相談は673件（37.2%）となっている。

【図1】相談内容別の件数 ※1



【表1】相談内容別の件数

相談件数	相談内容別の件数 ※2							(件)
	募集情報の的確表示 (法12条)	育児介護等配慮 (法13条)	ハラスメント対策に係る体制整備 (法14条)	中途解除等の事前予告・理由開示 (法16条)	申出による不利益取扱い (法17条3項)	取引適正化 (法第2章)	その他	
1,301	112 (6.2%)	91 (5.0%)	304 (16.8%)	228 (12.6%)	13 (0.7%)	387 (21.4%)	673 (37.2%)	

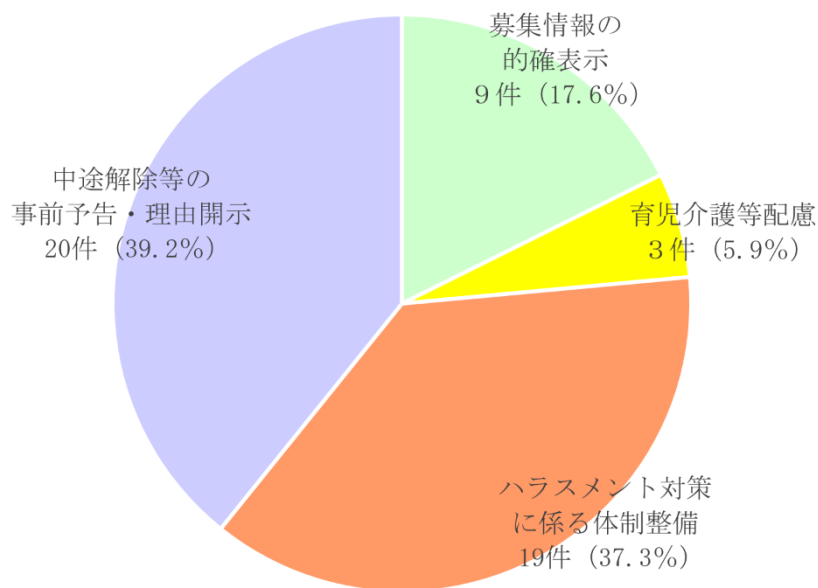
※1 ()内の数値は相談内容別の件数の合計値に占める割合。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計は100.0%にならないことがある。表1において同じ。

※2 1回で複数の内容にまたがる相談が行われた場合は複数の内容を件数に計上している。

2 申出の状況（法第 17 条）

- ・ 法第 3 章の規定に違反する事実があるとしてなされた申出の受理件数は 44 件。
- ・ 申出内容別にみると、「中途解除等の事前予告・理由開示義務（法第 16 条関係）」に関する申出が最も多く 20 件（39.2%）、次いで「ハラスメント対策に係る体制整備義務（法第 14 条関係）」が 19 件（37.3%）となっている。

【図 2】申出内容別の件数 ※1



【表 2】申出内容別の件数

申出受理 件数	申出内容別の件数 ※2					(件)
	募集情報の的確 表示 (法12条)	育児介護等配慮 (法13条)	ハラスメント対策 に係る体制整備 (法14条)	中途解除等の事 前予告・理由開 示(法16条)	申出による不利 益取扱い (法17条3項)	
44	9 (17.6%)	3 (5.9%)	19 (37.3%)	20 (39.2%)	0 (0.0%)	

※1 （ ）内の数値は申出内容別の件数の合計値に占める割合。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計は 100.0%にならないことがある。表 2 において同じ。

※2 1 回で複数の内容にまたがる申出が行われた場合は複数の内容を件数に計上している。

3 調査等の状況

- ・ 都道府県労働局における調査等の実施状況を事業所単位でみると、調査を行った事業所数は311件。
- ・ 調査の結果、令和6年度中に助言を行った事業所数は142件、指導を行った事業所数は7件となっている。

【表3】調査等を行った事業所数

(件)

調査を行った事業所数	助言を行った事業所数	指導を行った事業所数	勧告を行った事業所数	命令を行った事業所数
311	142	7	0	0

4 指導等の状況（法第18条、第19条、第22条）

- ・ 都道府県労働局において助言を行った件数は419件、指導を行った件数は21件。
- ・ 指導等の件数を違反類型別にみると、「ハラスメント対策に係る体制整備義務（法第14条関係）」に基づく指導等が最も多く、助言を行った件数は396件（94.5%）、指導を行った件数は18件（85.7%）となっている。次いで、「募集情報の的確表示義務（法第12条関係）」に基づく指導等について、助言を行った件数は22件（5.3%）、指導を行った件数は2件（9.5%）となっている。

【表4】指導等の違反類型別件数等

(件)

		指導等区分			
		助言	指導	勧告	命令
募集情報の的確表示(法12条)		22 (5.3%)	2 (9.5%)	0	0
育児介護等配慮(法13条)	1項 継続的業務委託	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0
	2項 継続的業務委託以外	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0
ハラスメント対策に係る体制整備(法14条)	1項1号 セクシャルハラスメント	131 (31.3%)	6 (28.6%)	0	0
	1項2号 妊娠又は出産に関するハラスメント	132 (31.5%)	6 (28.6%)	0	0
	1項3号 パワーハラスメント	133 (31.7%)	6 (28.6%)	0	0
	2項 相談等を理由とした不利益取扱い	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0
中途解除等の事前予告・理由開示(法16条)	1項 30日前までの予告	1 (0.2%)	1 (4.8%)	0	0
	2項 理由の開示	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0
申出による不利益取扱い(法17条3項)		0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0
総計		419(100.0%)	21(100.0%)	0	0

<参考> 指導等の事例

令和6年11月1日から令和7年3月31日までにおいて、都道府県労働局で実施した指導等の事例は以下のとおり。

(1) 第12条（募集情報の的確表示義務）関係

違反行為等の概要
清掃業等を営む特定業務委託事業者Aは、自らが提供する清掃の役務提供を特定受託事業者に委託するため、クラウドソーシングサービス事業者が提供するプラットフォームに募集情報を掲載していたところ、誤解を生じさせる表示とならないために必要な6情報（※）のうち、業務に従事する場所及び報酬を表示していなかった。
建設業等を営む特定業務委託事業者Bは、自らが請け負う住宅の建築及びリフォームに係る設計、インテリアコーディネート等に係る役務委託及び情報成果物作成を特定受託事業者に委託するため、自社ホームページに募集情報を掲載していたところ、自社の親会社名を強調して表示することにより、実際に業務委託を行う自社と、自社の親会社による業務委託とが混同されるような誤解を生じさせる表示を行っていた。
運送業を営む特定業務委託事業者Cは、自らが請け負う配送の役務委託を特定受託事業者に委託するため、求人情報誌に募集情報を掲載していたところ、既に募集を終了していたにも関わらず、募集情報の提供を終了していなかったほか、誤解を生じさせる表示とならないために必要な6情報（※）のうち、業務に従事する場所を表示していなかった。

※ 誤解を生じさせる表示とならないと認められるためには、特定業務委託事業者が募集情報を掲載する際に、①氏名（名称）、②住所（所在地）、③連絡先（電話番号等）、④業務の内容、⑤業務に従事する場所、⑥報酬を記載する必要がある。

(2) 第14条（ハラスメント対策に係る体制整備義務）関係

違反行為等の概要
清掃用具の販売・レンタル業等を営む特定業務委託事業者Dは、自らの顧客に対する商品の配達や交換等の役務提供を特定受託事業者に委託しているが、ハラスメント対策に係る体制整備に関し、就業規則等にハラスメント防止措置を規定し、労働者及び特定受託業務従事者に周知しているところ、当該措置の対象に特定受託業務従事者が含まれる旨を定めていなかった。
ゲームソフトウェア業を営む特定業務委託事業者Eは、自らが提供するオンラインゲームの音楽、イラスト、デザイン等の情報成果物作成を特定受託事業者に委託しているが、ハラスメント対策に係る体制整備に関し、ハラスメント防止に関する方針を定め、ハラスメント加害者に対しては厳正な処罰を行う旨の措置を規定するとともに、相談者・行為者などのプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、特定受託事業者を含め、従業員等に周知しているところ、当該措置の対象に特定受託業務従事者が含まれる旨を定めていなかった。

出版業を営む特定業務委託事業者Fは、自らが出版する雑誌等の編集制作の情報成果物作成、営業促進等の役務提供を特定受託事業者に委託しているが、ハラスメント対策に係る体制整備に関し、労働者に対するハラスメント防止規定の整備や相談窓口の設置の措置は講じているところ、特定受託業務従事者を対象とする旨を定めていなかった。
建設業を営む特定業務委託事業者Gは、自らが使用するシステムサポート、経営指導及び物流業務サポートの役務提供を特定受託事業者に委託しているが、ハラスメント対策に係る体制整備に関し、職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化及び周知・啓発等の措置は実施しているところ、特定受託業務従事者を対象とする旨を定めていなかった。
広告業を営む特定業務委託事業者Hは、自らが提供するマーケティング業務、制作業務に係る情報成果物作成を特定受託事業者に委託しているが、特定受託業務従事者のハラスメント対策に係る体制整備に関し、相談者・行為者などのプライバシーを保護するために必要な措置及び特定受託業務従事者がハラスメントに関する相談を行ったこと等を理由として不利益な取扱いをしてはならない旨を定めていなかった。
宿泊業等を営む特定業務委託事業者Iは、自らが提供する結婚式場サービスの司会、音響、ソリスト、エスコーター、神主、牧師等の役務提供を特定受託事業者に委託しているが、ハラスメント対策に係る体制整備に関し、労働者に対するハラスメント防止措置は講じているところ、特定受託業務従事者を対象とする旨を定めていなかった。

以上